

有価証券の取得に係る財務調査費用

Issue 103, September 2017

In brief

株式買収により対象会社の株式を取得する場合において、財務調査費用を伴うことが一般的です。このような財務調査費用の取り扱いに関して、法令上明確な取扱いを示した規定がないため、税務上の処理につき判断に迷う局面が少なからず存在するようです。実際に税務調査において、本来株式取得費用とすべきところを、一時の損金として取り扱っていたため、当該費用否認された事例もあります。今回のニュースレターでは、裁決事例をご紹介するとともに、実務上のポイントに関して解説いたします。

In detail

税法上、有価証券の取得価額は購入した有価証券については、その購入の代価に加え、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額とされています¹。ここで、その他その有価証券の購入のために要した費用には、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料の額を含めないこと解釈されています²。これら通信費や名義書換料は一般にその金額も少額であることから、取得価額に算入しなくてもよいと考えられています。

一方、株式買収に伴う財務調査費用は多額になることが多く、明確にその税務処理を定めた税法規定はありません。しかし、実務上、株式購入を意思決定する前の財務調査費用は「購入のために要した費用」までとはいえず有価証券の取得価額に算入する必要はなく、当該意思決定後の財務調査費用は「購入のために要した費用」として処理するものと考えられます。

国税不服審判所でも上記の考え方に即した裁決事例があり、「どの有価証券を購入するか特定されていない時点において、いずれの有価証券を購入すべきであるかを決定するために行う調査等に係る支出は、この有価証券の購入のために要した費用には当たらないものの、特定の有価証券を購入する意図の下で有価証券の購入に関連して支出される費用は、有価証券の購入のために要した費用として、当該有価証券の取得価額に当たるものと解される」とされています³。また、本裁決事例において、臨時取締役会において本件株式を取得する旨の決議をしており、本件業務委託契約に係る契約書において、その目的は本件株式の買収についての意思決定の参考とするためであるとの事実認定の下、特定の有価証券を購入することを決定した後に、本件財務調査費用は当該有価証券の購入に関連して支出される費用にあたりと判断されています。

したがって、株式買収における財務調査費用の税務処理を検討するにあたっては、以下の内容を税務申告前に事前に整理しておくことが望ましいと考えられます。

¹ 法人税法施行令 119 条 1 項 1 号

² 法人税法基本通達 2-3-5

³ 平成 22 年 2 月 8 日国税不服審判所福岡支部裁決

- ✓ 株式取得に至った経緯の明確化
買収対象会社の選定から買収対象会社との契約交渉を経て、契約締結に至るまでの内容及びその過程を整理し、取締役会議事録や社内稟議書等の社内会議体において、どのような項目をいつ決裁したのかを確認し、取得の意思決定した時期を明確にしておく。
- ✓ 財務調査費用等の支出の目的及び時期の明確化
財務調査費用を始めとした各アドバイザーとの業務委託契約書、提案書及び社内稟議書等の中で、当該アドバイザーの起用目的、業務の内容及び業務の目的を確認しておく。また、業務提供時期を整理の上、上記社内意思決定時期との前後関係を明確にしておく。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

小野寺 美恵

03-5251-2791

mie.onodera@pwc.com

パートナー

山岸 哲也

03-5251-2460

tetsuya.t.yamagishi@pwc.com

ディレクター

杉山 裕一

080-4104-5507

yuichi.z.sugiyama@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。